

東大阪市公立保育施設における紙おむつ等の定額制サービス提供事業者 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本市の公立認定こども園、子育て支援センター（以下、「公立保育施設」）では、児童が使用するおむつを児童の保護者（以下、「保護者」）に持参するよう求めているが、この管理は個人単位で行われており、消費量に応じた補填や、おむつへの記名が必要であることから保護者の負担となっている。

また、保育士においても、残数管理、補充依頼、児童ごとでの管理等、煩雑な業務が発生している。

これらの課題を解消するため、本事業によりおむつの定額制サービス（以下「サブスクサービス」という。）を導入し、市民サービスの向上や保育士の業務軽減による保育の質の向上を図るものである。

なお、事業者の選定にあたっては、利用料金に加え、業務実績、専門性及び技術力等を総合的に評価し、本要領に基づき最適な事業者を選定するものとする。

2. 事業の概要等について

（１）事業名

東大阪市公立保育施設における紙おむつ等の定額制サービス提供事業

（２）サブスクサービスの概要

公立保育施設に入所する児童の保護者が利用を希望し申し込みを行った場合、選定された事業者（以下、「事業者」）は、紙おむつ等の利用環境を提供し、その対価として保護者から利用料金を受領するものとする。なお、サブスクサービスの利用は保護者の任意とする。

その他、サブスクサービスの詳細は別紙仕様書を参考とする。

（３）実施期間

令和8年12月1日から令和12年3月31日までとする

※利用状況や保護者アンケートの結果を踏まえて、実施期間満了前にサブスクサービスを終了する場合がある。また、実施期間満了後も、公募等により継続する可能性がある。

3. 参加資格

本手続きに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

（１）応募資格

本案件への応募資格者は、次に挙げる要件を全て満たす者とする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく東大阪市の入札参加制限を受けていない者であること。

- ②申請の日から起算して過去２年間に於いて、業務を行う上で関係法令に違反するような不正又は不誠実な行為やその他の犯罪を行ったことのない法人であること。
- ③租税の滞納がないこと。
- ④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は更生手続き中でないこと。
- ⑤民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て又は再生手続き中でないこと。
- ⑥破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申立て又は破産手続き開始決定がされていないこと。
- ⑦一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理するプライバシーマークの付与認定若しくは I S M S の認証を受けている又は、法人における情報セキュリティポリシーが指針等により確立されていること。
- ⑧東大阪市暴力団排除条例（平成 24 年東大阪市条例第 2 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定するその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者若しくは、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しないものの統制下にある団体でないこと。
- ⑨公立の保育施設において同種のサブスクサービスの提供実績があること。

4. 参加意思表示

（１）提出書類

参加意思表示に係る必要書類は以下のとおりとする。

番号	書類名
1	様式第 1 号「参加意思表示書」※法人代表者印を押印
2	様式第 2 号「事業者概要書」
3	様式第 3 号「類似業務実績調書」
4	法人の登記事項証明書（応募 3 か月以内に発行されたもの 写し可）
5	応募資格（１）にかかる納税証明書（応募 3 か月以内に発行されたもの。写し可） 【国税】法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 【市税】東大阪市内事業者：東大阪市税務部納税課（市総合庁舎 3 階）で発行する「滞納がない証明」※ 行政サービスセンター（出張所）等では発行できません。 市外事業者：法人市民税、固定資産税・都市計画税（償却資産分を含む）の各々の納税証明書

（２）提出方法

上記書類を事務局にメールにより提出すること。送信後は、事務局へ電話にて連絡すること。

メールの件名は【プロポーザル参加意思表示（法人名）】とすること。

【事務局】

東大阪市子どもすこやか部 保育室 保育施設課

mail: hoiku@city.higashiosaka.lg.jp

Tel: 06-4309-3196

担当 柴原

(3) 提出期限

令和8年8月12日(水) 午後5時まで

5. 質問の受付及び回答

参加意思表明を行った事業者（以下「提案事業者」という。）からの質疑を以下のとおり受け付ける。

(1) 質疑の方法

質問は様式第4号「質問票」により作成し、令和8年8月21日(金) 午後5時までにメールにて提出すること。送信後は、事務局へ電話にて連絡すること。

メールの件名は【プロポーザル質問票（法人名）】とすること。

(2) 回答

全ての質問は事務局で取りまとめ、回答書を作成し、参加意思表明を行ったすべての事業者に対し、令和8年8月27日(木) までにメールにより通知する。（送信先は参加意思表明書に記載されたメールアドレスとする。）

6. 企画提案書

(1) 企画提案書等の作成及び提出

- ・企画提案書は仕様書及び「評価項目及び配点」に基づき作成すること。
- ・企画提案は1者につき1件とする。
- ・企画提案書はPDFにて提出すること。
- ・様式は任意とし、A4版で作成すること。（印刷向きの縦横は問わない。）
- ・各ページにページ番号を付すこと。
- ・枚数は表紙を含めて20枚以内とする。
- ・次の事項は、企画提案書に必ず記載すること。
 - ①保護者が負担する利用料金
 - ②サブスクサービスに係るおむつのメーカー、商品名、規格
 - ③提案者、保護者、市・導入施設それぞれの役割分担
- ・企画提案書は、正本及び副本を作成すること。正本の表紙には法人代表者印を押印すること。

副本中には、法人名を一切表示しないこと。（黒塗り等により被覆すること。）

(2) 留意事項

企画提案書には、提案者が特定できる記載はしないこと。

（３）提出部数

正本（要押印）	１部
副本	１部

（４）提出方法

書類を事務局（上記参照）にメールにより提出すること。
送信後は、事務局へ電話にて連絡すること。

（５）提出期限

令和８年９月１０日（木）午後５時まで

７．優先交渉事業者の選定

市に設置する選定委員会にて、提出書類に基づき審査を行い、総合得点の最も高い提案事業者を優先交渉事業者とする。同点の場合は、評価項目のうち重要視する項目の得点を比較し決定する。

ただし、評価項目及び配点に基づく総合得点が満点の６割に届かない場合は、その事業者は選定しないこととする。

（１）選定手順

審査方法は、次に示すとおりとする。

- ①提出された書類による審査の結果を受け、評価項目に基づく総合得点（審査項目の全項目の合計点の平均点）が最高得点の提案事業者を優先交渉事業者として選定する。
- ②総合得点が第２位の提案事業者を次点交渉事業者とする。
- ③最高点となる総合得点と同点の者が複数であった場合は最高点の者のうち、「保護者の負担軽減の視点」の配点と「保育現場の負担軽減に係る視点」の配点の合計点が最も高い提案者を優先交渉事業者とする。
- ④評価点が最高点の者が複数あり、「保護者の負担軽減の視点」の配点と「保育現場の負担軽減に係る視点」の配点の合計点が同じ場合、くじ引きにより優先交渉順位を決定する。
- ⑤提案事業者が１者であっても選定を実施する。

（２）評価項目及び配点

① 書類審査

提出された提案書類をもとに、評価項目及び配点に基づき書類審査を行い、最も優れた提案者を優先交渉事業者として決定するものとする。

②評価項目及び配点

評価項目及びその項目の配点は以下の表のとおりとする。

評価項目			審査内容	配点
サービス提供実績調査内容	1	公立施設での事業実績	過去5年間に於いて、公立の保育施設で、本サービスと同種のサービスを提供した実績があるか	10
	2	公立施設でのサービス継続性	現時点で2年以上サービス提供を行っている自治体数は何団体あるか	10
保護者の負担軽減の視点	1	申込手続き、料金の支払い方法、解約手続き等は保護者に分かりやすく、利用しやすいものか	(1)申込や料金の支払い、解約等の手続きの内容や方法は、保護者にとって分かりやすく、利用しやすいか	15
	2	サービス利用料について	(2)紙おむつの市場価格等を踏まえて、利用料金の水準は妥当か	15
	3	サービス提供される紙おむつについて	(3)サービスに係る紙おむつは、一般的に利用されているものか	10
保育現場の負担軽減の視点	1	保護者への制度説明素材についての提案	(1)保護者への利用案内に係る資料提供等は用意が可能か	15
	2	利用する園児の管理方法について	(2)利用者管理の内容や方法は分かりやすいか	10
	3	紙おむつの在庫管理・発注方法について	(3)紙おむつの在庫・発注管理の内容や方法は分かりやすいか	15
	4	保育現場での負担軽減策について	(4)その他、サービス導入により保育現場の負担軽減が図られるか	15
リスク対応の視点	1	問題発生時の対応について	導入後に想定されるリスクに対して、適切に対応を図る体制が整備されているか。また、他団体での実績等を踏まえて、本市において安定的なサービス提供が可能といえるか	10
個人情報保護の視点	1	プライバシーマーク、ISOの取得、もしくは社内規定の整備等	プライバシーマークの付与もしくはISO7001（ISMS）の認証を受けている。もしくは、個人情報保護に関する自社規定があるか	10
独自性の視点	1	独自提案について	独自の視点で本市にとって有益な提案がなされているか（試用期間や他サービス等）	15
合計				150

（３）審査結果の通知及び結果の公表

審査結果は、優先交渉事業者の選定後、全提案事業者に電子メールにて通知する。

また、各提案事業者の点数（選定委員の採点の平均点）及び優先交渉事業者の名称を東大阪市ウェブサイトにて公表する。なお、各提案事業者の点数の公表にあたっては、審査にて使用する各提案事業者の呼称を用いる

８．辞退届の提出

様式第１号「参加意思表明書」の提出をしたが、やむを得ず辞退する者は、様式第５号「辞退届」を事務局（上記参考）へ電子メールにより提出すること。

送信後は、事務局へ電話にて連絡すること。

９．優先交渉事業者との協議

市と優先交渉事業者は、別紙仕様書及び優先交渉事業者から提出された企画提案書等を踏まえ、サブスクサービスの導入に向けた協議を行う。

１０．日程

参加申込期間	令和8年8月3日（月）午前9時から令和8年8月12日（水）午後5時まで
質問期限	令和8年8月21日（金）午後5時まで
質問に対する回答	令和8年8月27日（木） 参加意思表明を行ったすべての事業者に対し、メールにて通知する。
提案書提出期限	令和8年9月10日（木） 午後5時まで
審査結果通知	令和8年9月下旬（予定）
サブスクサービス 提供開始	令和8年12月1日（火）（予定）

１１．留意事項

（１）無効又は失格

提案事業者が以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効又は失格とする。

- ①応募資格の無い者が参加意思表明を行った場合 無効
- ②受付期間外に参加意思表明が行われた場合 無効
- ③提出期限を超過して企画提案書が提出された場合 失格

- ④提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合 失格
- ⑤会社更生法の適用を申請する等、契約履行が困難と認められるに至った場合 失格
- ⑥審査の公平性に影響を与える行為があった場合 失格
- ⑦本実施要領に違反すると認められる場合 失格
- ⑧他社の代理をした場合 無効
- ⑨その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合 失格
- ⑩①～⑨に定めるもののほか、選定委員会が失格であると認めた場合 失格

(2) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え及び再提出は認めない。

(3) 費用負担

本案件への参加に要する一切の経費は、提案事業者の負担とする。

(4) その他

- ①提案事業者は参加意思表明書の提出をもって、本実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- ②提案事業者から提出された書類は、東大阪市情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。
- ③提案事業者から提出された書類は、優先交渉事業者選定以外の目的には無断で使用しない。

12. 覚書に関する基本的事項

優先交渉事業者決定後の覚書に関する基本的事項は以下のとおりとする。

優先交渉事業者による提案内容を基に本市と優先交渉事業者との間で業務内容について調整、双方合意のうえ、覚書を締結する。なお、優先交渉事業者が正当な理由なく覚書を締結しないときは、次順位の者を優先交渉事業者とし、調整、双方合意のうえ覚書を締結するものとする。

